

国保の「給付」の種類

病気やケガをしたとき(自己負担割合)

病気やケガで病院で診療を受けるとき、窓口で保険証を提示すれば年齢などに応じた負担割合を支払うだけで、治療を受けることができます。

自己負担割合は下記のとおりです。

年齢区分	自己負担割合
義務教育就学前 (0歳～6歳になった年の最初の3月末まで)	2割
義務教育就学後から 69歳まで	3割
70歳以上 75歳未満	2割 ^{※1} (現役並み所得者 ^{※2} は3割)
75歳以上	後期高齢者医療保険の対象

※1 平成26年4月1日以前に、すでに70歳の誕生日をむかえられた方は1割負担です。

※2 現役並み所得者とは、同じ世帯にいる70歳～74歳の国保被保険者のうち、住民税の課税所得が145万円以上の方が1人でもいれば、現役並み所得者となります。

ただし、下記の①～③のどれか1つに該当する場合は、申請により1割となります。

- ①国保被保険者が1人で収入383万円未満
- ②国保被保険者が1人で、同一世帯の後期高齢者医療制度への移行で国保をぬけた旧国保被保険者を含めて合計収入520万円未満
- ③同一世帯の70歳以上74歳以下の国保被保険者が2人以上で合計収入520万円未満

1. 保険証が使える診療

○診療・治療 ○治療に必要な注射・薬 ○入院・看護 ○レントゲンや検査 など

2. 保険証が使えない診療

○健康診断・人間ドック ○予防注射 ○正常な妊娠・出産 ○軽度のワキガ・シミの治療
○経済上の理由による妊娠中絶 ○仕事上の病気やケガ(労災保険の対象となります)
○交通事故や犯罪行為 ○ケンカや泥酔による病気やケガ など